

【閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・ 令…消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- ・ スプリンクラーヘッド規格省令…閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 2 号）
- ・ 動力消防ポンプ規格省令…動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	○ 以下の点について、早期の改正を強く要望する。 1 現行規格において、最新の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術（圧力センサー、温度感知技術等）を規格として明文化し、これに基づく設備導入を認可する。 2 特殊な環境（高温多湿、高所等）に対応した設置基準の見直しと、各種施設に応じた適切な設計・施工基準を明確化する。 3 国際的な防災技術の動向に基づき、規格を更新し、世界水準に即した設備基準の確立を進める。 【個人】	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、今後の検討に対するご意見として承ります。	無
No.2	○ 閉鎖式スプリンクラーヘッドについて、耐震性能の試験を行うべき	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えます	無

	ではないか。スプリンクラーヘッド規格省令第9条の振動試験は、振幅5ミリの振動を毎分1500回を3時間加える試験だが、これは地震動と大きく異なり、耐震試験の代わりとはならない。地震による誤作動を防ぐ試験、地震により破損して動作不能となり地震火災の初期消火ができない事態を防ぐ試験、両方の試験が必要と思われる。 【個人】	が、今後の検討に対するご意見として承ります。	
No.3	○ 動力消防ポンプ規格省令について、電動機への電源供給は蓄電池に限定される解釈で良いか。また、その蓄電池の点検が必要と思われるが、点検票は非常電源（蓄電池設備）に準ずることによろしいか。 【サンコー防災株式会社】	○ 前段について、蓄電池のみを想定しています。 後段について、令第7条第2項第10号に掲げる動力消防ポンプ設備の蓄電池については、おって点検方法を示す予定です。	無
No.4	○ 動力消防ポンプ規格省令について、第7条第1項第6号の2の「質量」という表現は、第3条第9号の従来からの「乾燥質量」との違いが判り難い。第3条第9号にも記述されている「総質量」や、「装備質量」のような違いが判りやすい表現にできないか。 ○ 第7条第1項第6号の2の「内蔵する燃料及び蓄電池」について、おそらく電動機駆動用の蓄電池は可搬消防ポンプ本体に対し外付けとなり、電源ケーブルのみで繋がった形になると思われるが、この状態も「内蔵」されているとして扱うということによろしいか。	○ 原案のとおりとします。第3条第9号において、「乾燥質量」は「燃料、潤滑油、冷却水その他の液体及び電動機駆動用の蓄電池を全て取り除いた場合の総質量」として定義しており、第7条第1項第6号の2の「質量」とは異なるものを示していることは明確であると考えます。 ○ 可搬消防ポンプと電動機駆動用の蓄電池の接続の仕方については規定していません。また、電動機駆動用の蓄電池は、接続の仕方に関わらず動力消防ポンプを構成するものとなります。なお、第7条第1項第6号の2中「内蔵」と規定することで、接続の仕方を限定していると捉えられる可能性があるため、ご意見を踏まえて「当該ポンプの燃料及び蓄電	有

	○ 第7条第1項第6号の2から8により新たな表示が必要となるが、施行以前に日本消防検定協会の型式適合評価を受検済みの在庫については、製品の梱包を開梱し表示を付け直すことは困難なので、適用除外としていただきたい。また、公布から施行までの期間が短い場合は、表示用部材を準備する時間が必要であることから、猶予を設けていただくか、何らかの経過措置を検討して欲しい。 【株式会社シバウラ防災製作所】	池」に修正します。 ○ 附則により、すでに総務大臣に届出を行った動力消防ポンプについては、動力消防ポンプ規格省令に適合するものとみなすとしています。	
--	--	--	--

○意見提出者数:4件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしています。